

## 告 示

### 埼玉県告示第六百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク飯能阿須店

埼玉県飯能市大字阿須字深井八百十五番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 飯能市開発行為に関する指導要綱に基づく事前協議及び都市計画法に基づく開発許可の手続きが必要です。
- (2) 飯能市開発行為に関する指導要綱に基づく開発行為事前協議申出書を提出する際には、事前協議に係る指示、意見等に従うこと。
- (3) 建築基準関係法令に適合させること。埼玉県屋外広告物条例及び飯能市景観計画に適合させること。
- (4) 着工前に上水道供給申込書及び給水装置工事申込書を提出すること。工事については、飯能市指定給水装置工事事業者にて施工すること。
- (5) 駐車場利用者に対して、周辺に小・中・高（保育所含む）等教育施設があることを伝え、思いやり運転を呼びかけていただきたい。

#### 二 縦覧期間

令和三年五月十一日から令和三年六月十一日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター